

事 務 連 絡
令和2年6月15日

各市町村教育委員会教育長 } 様
各市町村立小・中・義務教育・特別支援学校長 }

埼玉県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

会計年度任用職員等に係る4～5月実績分旅費の支給について

日頃から給与等の適正な支給について、格別のご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、会計年度任用学校職員（非常勤講師）及び会計年度任用職員（スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・障害者会計年度任用職員・就業補助員）の4月実績分旅費の支給については、5月19日付け事務連絡で支給の見送りをお知らせしたところですが、下記のとおり取り扱うこととなりましたので改めて連絡いたします。

つきましては、随時追給処理を行いますので、未提出の課所におかれましては旅費請求書のご提出をよろしくお願いいたします。

記

1 取扱方法

【4～5月実績分】

- ・自宅－在勤公署間の旅行については、費用弁償として支給する。
- ・自宅－在勤公署間の地図上の直線距離が4km以上の場合は、旅行雑費を支給する。

【6月以降実績分】

- ・各市町村教育委員会の指示に従うこと。

教職員課 県費事務担当

TEL：048－825－0010

FAX：048－825－0013